

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
（原動機付自転車・小型特殊自動車）

年 月 日

阿蘇市長 殿

つぎのとおり申告（報告）及び申請します。

申告の理由		種 別		標識番号	阿蘇市					
新規	変更	原動機付自転車			小型特殊自動車	納税義務発生日				
<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L又は0.6kW以下)		<input type="checkbox"/> 農耕作業用	年 月 日	年 月 日				
<input type="checkbox"/> 譲受け	<input type="checkbox"/> 使用者	<input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L又は0.8kW以下)		<input type="checkbox"/> その他						
<input type="checkbox"/> 転入	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L又は1.0kW以下)		()	旧標識番号					
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 標識番号	<input type="checkbox"/> ミニカー		()						
()	<input type="checkbox"/> その他									
()	()									

納税（申告・報告）義務者	1 所有者	住所 又は所在地	〒 □□□-□□□□ ※市外の方は阿蘇市を二重線で消してください		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()				
		(フリガナ)				主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所 在の市町村名を 記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()			
		氏名 又は 名称					車名	形式及び年式	原動機の型式番号	
	生年月日	年 月 日	電話番号		車台番号	型式及び年式	型式認定番号		総排気量又は定格出力	
	2 使用者	住所 又は所在地	〒 □□□-□□□□ ※市外の方は阿蘇市を二重線で消してください		譲渡・販売 証明書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 年 月 日				
		(フリガナ)				住所又は所在地				
		氏名 又は 名称				氏名又は名称				
	生年月日	年 月 日	電話番号		電話番号					
	届出者	住所 又は所在地			標識の再交付申請の場合	標識返還の有無	1. 有 2. 無	盗難届出		受付印
		(フリガナ)				イ. 盗難 ロ. 紛失	届出年月日	年 月 日		
氏名 又は 名称				ハ. 破損 ニ. その他 ()		被害年月日	年 月 日			
電話番号				具体的に:	届出警察署	警察署				
*申請者は、太枠内を記入して下さい。 *納税義務者ではない人が申請する場合は、「届出者」欄も記入して下さい。 *新規登録の際の必要書類は、裏面のとおりです。 *廃車の際は、標識（ナンバープレート）を返納せねばなりません。標識は大切に使用して下さい。 *標識の再交付申請の際、その理由が標識のき損又は亡失が所有者（使用者）の故意又は過失の場合は、弁償金として300円の納付が必要です。 *裏面の記載要領もお読み下さい。					*標識の再交付申請の場合は、ココも記入して下さい。→					
					受理番号					
					※弁済金	1. 有 2. 無				

第三十三号の五様式（第十六条関係）

記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみ記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

新規登録の際の必要書類

*購入の場合：販売証明書が必要。

*譲渡の場合：譲渡証明書と廃車証明書（標識交付証明書と標識（ナンバープレート）でも可）が必要。

*転入の場合：廃車証明書（標識交付証明書と標識（ナンバープレート）でも可）が必要。

*阿蘇市に住民票が無い方が納税義務者になる場合、以下の書類が必要。

①阿蘇市に定置場があることの証明書（家屋又は駐輪場賃貸借契約書の写し等）

②居住する市町村の住民票又は運転免許証等現住所が確認できるものの写し。

その他

申告（報告）する内容は、正確に記入して下さい。虚偽の申告（報告）による不正な行為があった場合は、下記の罰則を受ける可能性があります。

- 1 地方税法第452号の規定により100万円以下の罰金
- 2 阿蘇市税条例第88号の規定により10万円以下の過料
- 3 その他、刑法に正条がある場合は、刑法で処罰